

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料8-8
提出年月日	令和5年3月16日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第61条 緊急時対策所

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	全般	以下について、記載を適正化した。 ・半角文字、全角文字の記載 ・「を、」を「を」に修正 ・「、」を「,」に修正 ・「および」を「及び」に修正 ・「など」を「等」に修正 ・「全て」を「すべて」に修正	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	61条-8 61条-16 61条-24	常設代替電源設備からの給電の適合方針は「通信連絡設備」の適合方針として記載することから「緊急時対策所」の適合方針の以下の記載を削除した。  常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機2台で通信連絡設備及び無停電運転保安灯へ給電するために必要な容量を有する設計とする。代替非常用発電機の燃料はディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーにより補給するが、必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能ないように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	61条-8 61条-16 61条-24	No.2の記載削除に伴い、記載適正化のため、以下の内容を削除した。  また、緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯へも給電できる設計とする。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	61条-10	以下の記載を削除した。  代替非常用発電機 （「又(2)(iv)代替電源設備」と兼用） 台数 2 容量 約1,725kVA（1台当たり）	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	61条-18, 20	記載の適正化のため、「8.1.4 主要設備の仕様」の記載順序を入れ替えた。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	61条-19, 20	記載の適正化のため、「第8.1.2表 遮蔽設備（重大事故等時）の主要仕様」の記載順序を入れ替えた。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	61条-25	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照）  旧：主要な設備は、以下のとおりとする。 ・ <u>代替非常用発電機（10.2 代替電源設備）</u> 新：主要な設備は、以下のとおりとする。 <u>（削除）</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	61条-25	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照）  旧：代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。  新：ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	61条-26	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照）  旧：緊急時対策所の電源設備は、ディーゼル発電機建屋内に設置する非常用交流電源設備とは適切な離隔距離を持った屋外に常設代替交流電源設備として代替非常用発電機を設置し、また、ディーゼル発電機建屋内に設置する非常用交流電源設備とは100m以上離れた緊急時対策所の屋外に緊急時対策所用代替交流電源設備として緊急時対策所用発電機を保管する。さらに代替非常用発電機と緊急時対策常用発電機は100m以上の離隔を有することによって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。  新：緊急時対策所の電源設備は、ディーゼル発電機建屋内に設置する非常用交流電源設備とは100m以上離れた緊急時対策所の屋外に緊急時対策所用代替交流電源設備として緊急時対策所用発電機を保管する。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	61条-26	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照）  旧：緊急時対策所の電源設備は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ディーゼル発電機の水冷式に対し、代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機の冷却方式を空冷式とし、サポート系を不要とする設計とすることで、代替電源設備を含めて多様性を有する設計とする。  新：緊急時対策所の電源設備は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ディーゼル発電機の水冷式に対し、緊急時対策所用発電機の冷却方式を空冷式とし、サポート系を不要とする設計とすることで、代替電源設備を含めて多様性を有する設計とする。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	添61-4 添61-11	以下の記載を削除した。  常設代替交流電源設備である代替非常用発電機は、2台で通信連絡設備及び無停電運転保安灯に電源供給可能な設計とする。代替非常用発電機の燃料はディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーにより補給するが、必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能のように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備することで、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	添61-4 添61-11	No. 11の記載の削除に伴い、記載適正化のため、以下の内容を削除した。  また、緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯へも給電できる設計とする。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	添付61-12	「表2.18-2 代替電源設備からの給電に関する重大事故等対処設備一覧」について、代替非常用発電機【常設】の記載を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	添付61-12	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照）  旧：なお、 <u>代替非常用発電機</u> 、 <u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</u> 、 <u>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</u> 及び可搬型タンクローリーについての設置許可基準規則第43条への適合状況は「2.14電源設備【57条】」で示す。 新：なお、 <u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</u> 、 <u>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</u> 及び可搬型タンクローリーについての設置許可基準規則第43条への適合状況は「2.14電源設備【57条】」で示す。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	添付61-14	「2.18.2.2.2 主要設備の仕様」について、（1）代替非常用発電機の仕様記載を削除した。 また、以降の同項目に記載している設備の付番を繰り上げた。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	添付61-16	「表2.18-3 緊急時対策所の代替電源設備の多重性又は多様性」について、代替非常用発電機の記載を削除した。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	添61-23	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照）  旧：緊急時対策所用代替交流電源設備の緊急時対策所用発電機は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、 <u>非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備</u> と100m以上の離隔で位置的分散を図り、緊急時対策所エリアに保管する設計とする。  新：緊急時対策所用代替交流電源設備の緊急時対策所用発電機は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、 <u>非常用交流電源設備</u> と100m以上の離隔で位置的分散を図り、緊急時対策所エリアに保管する設計とする。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	添61-29	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照）  旧：NaI（Tl）シンチレーション検出器及び半導体検出 新：NaI(Tl)シンチレーション検出器及び半導体検出	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	添61-32	記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照）  旧：表2.18-3 緊急時対策所遮へいの想定する環境条件及び荷重条件 新：表2.18-13 緊急時対策所遮へいの想定する環境条件及び荷重条件	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0）	添61-37	技術的能力1.18との整合のため、以下の図面を修正した。  ・図2.18-7 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給準備タイムチャート ・図2.18-8 空気供給装置（空気ポンプ）への切替準備 タイムチャート	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 61条（SA61H r.7.0）	61-2-2	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所レイアウト図を修正した。	